

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 博之

1 日時

平成 23 年 6 月 8 日（水曜日）

午後 4 時 6 分開会、午後 5 時 44 分散会（うち休憩 午後 5 時 24 分～午後 5 時 36 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、大越担当書記、木村併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、

松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、

福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、

津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、

猪久保雇用対策・労働室労働課長

教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、

佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、

泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、

高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、

錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、

中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、

佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、

田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、

阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、

漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

紺野法務学事課総括課長、鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

議案第9号 高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

9 議事の内容

○高橋博之委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。初めに商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費第5項災害救助費のうち商工労働観光部関係、第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費第1目庁舎等災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第6項商工労働観光施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正並びに議案第2号平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、まず商工労働観光部関係の平成23年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の予算は3款民生費、5項災害救助費のうち13億3,898万円、及び5款労働費121億2,459万6,000円、5ページにまいりまして7款商工費の266億8,938万1,000円、6ページにまいりまして、11款災害復旧費の4項庁舎等施設災害復旧費のうち4,281万円及び6項商工労働観光施設災害復旧費91億5,759万8,000円のそれぞれ増額補正であります。項目の区分ごとの内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。説明書の22ページをお開き願います。

まず、3款民生費、5項災害救助費、1目救助費の説明欄、救助費121億6,879万9,000円のうち、当部関係につきましては、別紙1枚ものの表題が議案第1号中第1条第2項第1表中歳出第3款第5項第1目救助費の内訳の資料をごらん願います。表の中、商工労働観光部関係は下の段の輸送費13億3,898万円であり、これは被災地域への支援物資の運搬等に要する経費として措置しようとするものであります。

次に、戻りまして、説明書の26ページをお開き願います。以下金額の読み上げは省略させていただきます。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費であります。緊急雇用創出事業費補助及び臨時職員緊急雇用事業費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、災害により離職を余儀なくされた失業者の方々を中心に雇用の創出を行おうとするものであり、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金はこれらの雇用創出の事業に要する経費の財源に充てるため基金の積み増しをしようとするものであります。

27ページであります。2項職業訓練費、2目職業訓練校費の公共職業能力開発費は、今般の東日本大震災津波を受け、職業訓練受講者のうち訓練手当支給対象者が増加することが見込まれるため、その所要見込額について増額しようとするものであります。

次に、33ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費であります。海洋研究拠点復興促進事業費は、本県沿岸に存する海洋研究機能の維持確保に向

け、水産業の復興などにつながる研究を行おうとするものであります。2目中小企業振興費であります。中小企業東日本大震災復興資金貸付金は貸付原資の一部を金融機関に預託いたしまして県内の被災中小企業者に対する貸し付けを行おうとするものであり、次の中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助は、同資金を利用した中小企業者の負担軽減を図るため、直接被害を受けた中小企業者の信用保証料の全額を補給しようとするものであります。

次に、34 ページをお開き願います。7款商工費、2項観光費、1目観光総務費であります。今こそ岩手へ誘客促進事業費補助は、平泉の文化遺産の世界遺産登録がほぼ確実な情勢となったこの機をとらえ、誘客を促進するとともに、観光消費の拡大を図るためのプレゼントキャンペーンを展開しようとするものであり、事業実施団体に対し所要の経費を補助しようとするものであります。

次に、少し飛んでいただきまして、51 ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費のうち商工労働観光部関係は、三つ目にございます公共職業能力開発施設災害復旧事業費であり、これは被災した公共職業能力開発施設の復旧を行おうとするものであります。

次に、53 ページをお開き願います。6項商工労働観光施設災害復旧費、1目労働施設災害復旧費であります。認定職業訓練施設災害復旧事業費補助は、被災した認定職業訓練校の施設及び設備の復旧に要する経費の一部について、施設設置者に対して補助しようとするものであります。2目商工観光施設災害復旧費であります。中小企業等復旧・復興支援事業費は、被災した複数の中小企業等が一体となって復興事業計画を作成し、復旧、復興を行おうとする場合に、その施設設備の復旧整備に要する経費の一部を補助しようとするものであり、事業協同組合等共同施設災害復旧事業費補助は、被災した事業協同組合等が行う共同施設等の復旧に要する経費の一部を補助しようとするものであります。

以上で歳出予算の説明を終わりました。次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加案件は2件とも当部関係のものでありまして、岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償、二つ目の中小企業東日本大震災復興資金の融通に伴う保証料補給につきまして、それぞれの期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。同じ議案（その1）の11ページ

をお開き願います。

議案第2号平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）であります。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ29億7,739万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,466万6,000円とするものであります。詳細につきましては、これも予算に関する説明書により御説明を申し上げます。説明書の59ページ及び60ページをごらんいただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算額及び補正後の予算額につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、補正内容につきましては、それぞれの項、目の区分ごとに御説明申し上げます。まず、歳入についてであります。61ページをごらんいただきたいと存じます。

1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、中小企業高度化資金の貸付原資及び貸付事務費にあてるため、一般会計から繰り入れしようとするものであります。

62ページにまいりまして、4款県債、1項県債、1目県債は中小企業高度化資金の貸付原資の一部として独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れしようとするものであります。

次に、歳出についてであります。63ページをごらん願います。1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費、3目高度化資金貸付費は、被災した中小企業者が連携して行う施設設備の復旧整備に対して、財団法人いわて産業振興センターが無利子貸し付けを行うための原資を貸し付けしようとするものであり、64ページにまいりまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費は、ただいま御説明いたしました貸付事業を行うために要する経費を補助しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 最初の救助費の輸送費ですけれども、これは震災以降からの分も入っているのか、これからの輸送費ということになるのか。そしてこの中身は、トラック協会への委託ということになるのでしょうか。

○福澤産業経済交流課総括課長 輸送費についてでございますが、今回の13億円余につきましては追加の増額分でございます。4月の補正で措置したものと合わせますと、24億

8,400万円余の予算をお願いするものでございます。内容につきましては、トラック協会へのトラック輸送等の委託料のほか、物資の保管用の倉庫の確保などに要する経費でございます。

○斉藤信委員 当初、産業文化センターに全国の物資が集中して、運ばれた物資が整理されない、積み込まれない、それが現地に届かない、こういう問題がありました。恐らく今は民間業者も使って整理、分別、その他をやっていると思いますけれども、あそこの支援物資の受け入れは環境生活部のほうで担当していると思うけれども、あの混乱というのをひとつの教訓にして、輸送は当初からスムーズにいったのかどうか。この間、改善されたとすればどういう形で改善をされているのか。その輸送計画はどこが立てるのか。そこはどうなっていますか。

○福澤産業経済交流課総括課長 まず、物資の受け入れなり輸送、搬出の計画につきましては、環境生活部のほうが市町村からの要求を踏まえて立てるということで、当部につきましては、それにかかわるトラックの手配等を行ってきたところでございます。これまでの間、市町村からのニーズに対応した搬出につきましては震災直後から、混乱はありましたけれども、搬出するほうについては計画どおり搬出を進めてきたというところで、ただ搬入のほうでちょっと待っていただくとか、そういう部分ありましたけれども、ほぼ計画どおりに進められたものと考えてございます。

○斉藤信委員 予算説明書の26ページで緊急雇用創出事業費補助、今回も58億5,000万円、今回の場合はすべてこれは市町村にと。そして臨時職員緊急雇用事業費、これは4億円余なのですが、4月補正分はどのように取り組まれたのか、その成果を示していただきたい。そして今回は、ほぼ同額の雇用対策になっていますけれども、雇用情勢を含めて示していただきたい。労働市場、労働局の資料によると沿岸部だけで1万1,000人ですか、離職票が出たのは。これはあくまでも雇用保険に入っている人たちだけですよ。雇用保険に入っていない漁民、その他自営業者もあるわけで、私は雇用対策というのは迅速性と、そしてその被災にふさわしい規模で取り組まれなくてはならないと思いますが、実績と今回の予算化の中身とを示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず4月補正の実績ということでございます。4月補正におきましては56億円余を予算措置いたしまして、雇用創出目標5,000人を目指して取り組んでいるところでございます。この目標に対しましてはこれまで求人を出した、あるいは出している、または近々に求人を出すという者が2,500名。それから、既に雇用が始まっている者、これが1,794名というような状況でございます。

それから、雇用情勢ということでございます。今回の雇用情勢——直近が4月末時点でのデータでございますけれども、全県下では有効求人倍率は4.1倍でございますが、沿岸部につきましては、いずれも0.2倍台ということで、釜石が0.23、宮古が0.22、大船渡が0.25、久慈が0.23ということで、前月に比較いたしましてもかなり下がっているというような状況でございます。労働局の見通しによりますと、来月発表される数値につきましてもおおむね横ばい傾向ではないのかというような観測が示されているところでございます。

○斉藤信委員　そうすると、求人が出たのが2,500名で、就職したのが1,794名ですか。

(津軽石特命参事兼雇用対策課長「はい。そうですね」と呼ぶ)

○斉藤信委員　4月末で5,000名ということで、求人に出したということはこれから就職ということですから、私はもっと迅速性が必要なのではないかと思います。それで私はさっき離職、休職の話をしましたけれども、1万1,391人の離職票、休業票というのは去年1年間分の数なのです。去年1年間分の数がどっと出たと、こういう規模ですね。その点で、雇用対策はまさに復旧の取り組みの中心中の中心課題と。それで私は、知恵を出してほしいのですよね。復旧復興に結びつくような雇用対策を、ぜひ知恵を出してやっていただきたい。例えば今中小企業は大変な事態になっているのですけれども、工場の再建のために首切った労働者が働いているのですよ。工場の掃除とか機械や工具の整備とか、例えばこういうところに産業再建のための緊急雇用事業で工場再建に結びつけるとか。漁業者はそうやってやっているのですよ、漁業の再建ということでやっているのです、中小企業の場合にもそういう緊急雇用が企業、産業の再建にも結びつくということが必要ではないか。

もう一つは、避難者がまだ1万人弱、6月は恐らく大規模に仮設住宅に移行する時期だと思います。仮設に入ると、また新しい問題が起きるのです。孤立化、孤独化、そしてそこで本当に集落がそこで維持できるか。私は、例えば市町村が臨時職員を配置して、そこへの訪問とか要求聞き取りとか迅速に対応すると。被災自治体は、全国から今職員派遣をされて、それでも足りないぐらいなのです。一番困っているところに、実は足を運べないというのも被災自治体の実態です。だから、そういう被災者の実態、要求、必要な課題にすぐ対応できるような、そういう緊急雇用事業もぜひ考えて、直ちにこれが生かされるようにしてほしいと。

県の臨時職員の場合は6カ月雇用でしたけれども、これがさらに6カ月延長されると。それが今回の補正の中身だと思いますが、市町村の場合もそういうこともできるでしょうから、ぜひそういう形で雇用が当座の生活を支え、そして産業や自治体の再建に結びつくようなものをぜひ知恵出して、スピード感を持ってやっていただきたいと思いますが、いかがです

か。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、産業振興に資するような事業をやるべきではないかというようなお話でございました。これにつきましては、4月の補正の中で民間委託分として20億円の枠をとりまして、県庁内の各部局から事業の提案を求めているところでございます。その結果、おおむね約15億円程度が事業化の方向が決まりまして、例えば産業振興関係であれば沿岸地域の食品事業者の復興支援でありますとか、これは漁業関係でございすけれども、漁業の復興支援事業費ですとか、そういったものに使うための事業費が確定しているところでございます。このような事業を活用して地域の産業復興に、基金を使って工夫した事業をやっていききたいと考えております。

それから、仮設住宅の話がございました。これにつきましても市町村を回りまして、今後仮設住宅が7月上旬にはでき上がるというお話があるわけですが、今後仮設住宅に入居される方々のコミュニティーづくりでありますとか、あるいは高齢者、障がい者の方もお入りになることがありますので、そういった方々へのサービス、あるいは買物介助等が必要な方々へのサービス、こういったものを市町村と一緒に、基金を使ってできないだろうかというような呼びかけをしているところでございまして、市町村と一緒にそういった事業化の推進を図っていききたいと考えております。

臨時職員につきましても、市町村でいろいろ臨時職員を活用されていると思いますが、そういった雇用を配慮していただけるように私どものほうからも働きかけていききたいと考えております。

○斉藤信委員 次に商工費、中小企業対策でお聞きをします。33ページで中小企業東日本大震災復興資金貸付金、これは262億円余。中小企業東日本大震災保証料補給補助が4億1,400万円余。これは国の1次補正で出たものだと思いますが、この新たな貸付金の内容、利点はどのようなものなのか、これを示してください。

そして、4月補正で岩手県単独でやった事業がありましたね。商店などの修繕費補助、あとは企業立地の補助、あれは県単独としては大変すばらしいものだったと評価されたのだけれども、現実使われてないのですよ、市町村で予算化されていないのですよ。なぜなのか、それは。まず、その2点をお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 まず、中小企業の復興資金貸付金でございすけれども、これは融資枠を500億円ということで、このうち県の負担を262億円余とするものでございす。この内容につきましては直接被害、それから間接被害の事業者につきまして融資を行う

というものでございまして、8,000万円以内で運転資金、それから設備資金というものに活用できるという形で、利点と申しましては国の1次補正もございましたので、低利で受理するというものでございます。それから、保証料につきましては県が全額給付するというものでございます。

それから、修繕費補助の関係でございまして、修繕費につきましては県が直接補助するものではなくて市町村が制度を創設しまして、それに対して県が補助するという仕組みになってございます。大半の市町村がこの6月の議会でそれぞれ制度を立ち上げるということでございますので、実際の利用はこれからと思っております。ただ、制度の内容につきましては、被災地の市町村を中心に、こちらの職員が出向いて事業者などに説明しておりますので、利用はこれから市町村を通じて出てくるものと思っております。

○保企業立地推進課総括課長 私の方から被災工場再建支援事業費補助でございまして、今経営支援課の方からもお話しありましたが、私どもも市町村とタイアップしての事業ということで、市町村で予算化されるのはこれからということで、これから取り組むものというふうに想定しております。同様に、説明会等もやっておりますし、また企業からの相談も来ておりますので、今後出てくるものというふうに考えております。

○斉藤信委員 4月末にせつかく補正予算で新しい制度を出して、要望もあるのですよ。しかし、例えば宮古市は、今、議会をやっているけれども、議会に出されていないですよ。なぜかと言うと、枠が小さ過ぎると。県に聞いたら、枠を超えたら補正するかと言ったら、補正しませんということで、市としても具体化できないと、これは復興委員会の聞き取り調査でもしゃべっているのですよ。せつかくいい制度をつくったら、市町村なんて1日で臨時議会ができるのですよ、必要だったら、本当にね。5月中にも市町村で具体化してやって、予算オーバーしたら県が補正で対応すると。そういうことをしなかったら、これ中小企業を救済できませんよ。

県の対応は、そういう意味でせつかくいい制度、県独自に中小商工業者を補助するなんて、これ初めてなのです。だから評価もされた。しかし、まだ活用されてない。市町村で全然予算化されていない。これは県の説明が悪いし、構えが弱い。いいものはどんどん進めるべきではないのか。当初の予算を超えたら、補正でも対応するぐらいのことをやらなかったら制度の意味ないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 相談などもいただいておりますので、事業に対する反応はあるのかなと理解しております。それぞれの市町村で、実際にはこれから要望を聞いて対応していくということでございますけれども、個別の市町村の対応については、具体的には議会

に諮ることというふうに理解しておりますので、事情については承知しておりませんが、ただ先ほど申しましたとおり事業費の補助以外にも、4月に同時に融資制度なども立ち上げております。あるいは今回、また新たな融資制度も立ち上げておりますので、いずれ事業者の方々には、融資あるいはこの補助制度などそれぞれ特徴がございますので、それらを勘案して普及していきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 私はかなり具体的なことを厳しく言っているのですよ。市町村に聞いたら、枠を超えたら補正で対応しないと言うので、だったら簡単には具体化できませんねと、こうなっているのですよ。本当ですか、それは。これを受けたら補正で対応するのが当たり前のことではないですか。最初からこの枠で、あとは終わりですよといったら、全くもったいない話ではないですか、どうなのですか。

○松川経営支援課総括課長 この事業のみがすべてということではないですし、事業者にとって必要なのは、いわば資金であろうかと思えます。そういうことで、融資制度もあわせて提案するというか事業化しておりますので、それらも説明会では説明しております。

○斉藤信委員 それは官僚答弁なのですよ。あなたは私の聞いたことに答えていない。関係のないことを答えているのですよ。わかりますか。補正で対応しないと言ったのですか、本当に。そこで市町村はびびっているのですよ、今。要望があるのに、この程度のパイの小さいものであったら対応できませんよと。ちゃんと記録に残っているのですよ、復興委員会の市町村聞き取りで、ちゃんと言っているのですよ。私も直接聞きました。こういう規模ではとても対応できない、パイが小さ過ぎると。だから私、ここで取り上げているのですよ、一般論ではなく。やっぱりいい制度も使われてこそ効果を発揮するわけで、その点だけはっきり答えてください。前向きに対応できるか、できないか。

○松川経営支援課総括課長 制度の利用については、先ほども申し上げましたとおり、市町村の制度化が前提でございますので、そういった制度化がちょっと難しいというのであれば、ちょっと県のほうの支援というのも全くないということになるかと思えますけれども、その関係についてはぜひ市町村と意見交換をしたいと思えます。

○斉藤信委員 あなたは私の質問に全然ずれて答えているわけさ。これは要望があると言っているのです、市町村は。しかし、パイが小さ過ぎると。要望が多かったら補正するのですかと言ったら、しないと言うので、これは要望にこたえられない制度だと。そういうことではおかしいのではないのと。いわば要望を超えたら補正で対応したらいいのではないのですかと、私はそれを聞いているのですよ。市町村がびびっているのはそれなのですよ。受けているのですよ、業者からは今までにない制度で使いたいと。同じことを何回も言わせない

てください。いわば要望を超えたら補正で対応するというようなメッセージを出せば安心してみんな具体化するのですよ。

○高橋博之委員長 皆様に申し上げます。本日は大変暑くなっておりますので、上着等は脱いでくださって結構です。執行部の皆様も上着を脱いでいただいて結構です。

○松川経営支援課総括課長 今回の1次補正で新たな事業などもふえます。4月の臨時議会で入れていただいた事業でありますけれども、それを市町村でそれぞれ、新しい制度を立ち上げそれらを利用していただくが、すべてこの補助事業で解決するというものではなく、もともとこの事業は早期の復旧を支援し、そして雇用を守っていくことが考えでございますので、それぞれの事業の趣旨にのっとり利用していただくというふうに思っております。

○斉藤信委員 あなたがそんな対応をしているから、このいい制度も市町村で具体化されないのですよ、率直に言うけれども。4月末にこういう制度をつくって、6月になっても市町村で具体化されない。いい制度だったら、1日で臨時議会できるのですよ、市町村だったら、県がやっているように。県がやる以上に簡単にできるのですよ。要望があって、具体化されないところに問題があると言っているのですよ、私は。説明も不十分だ、対応も不十分だ。私はこの補助制度は県が単独で初めてやった制度だからこう言っているのですよ。融資の制度もあります。今回提起された融資制度もあります。しかし、融資は伸びていないのです、今。二重ローンを抱えているから簡単に借りられないのですよ。これは後で私はまたやろうと思っているけれどもね。だから、今は融資制度をつくるだけではだめなのです。今回、新しい制度は15年以内で据え置き期間が3年ということで、これは制度としてはかなり活用できる。ただ問題は、前提は今までの借金を抱えたままで借りれるかというこの大前提問題が解決されないとこの融資制度も活用できない。今そういう局面なのです。だから、あなた方も二重ローンの解消問題を提案しているわけでしょう。これは国が絡むから、しかし国だって早くこの法を出さなかったら、立ち直るところも立ち直らない。

私は商工会に行っても話を聞いてきました。例えば陸前高田市の商工会は86.4%の会員が被災しています。大槌町は89.5%です。商工会の会員の8割、9割が被災していますよ。これは本当に深刻な事態ですよ。しかし8割ぐらいは再建したいと、再建の意欲も持っているのです。ここに早く手を打たなかったら再建できなくなってしまうのです。もうギブアップせざるを得なくなってしまう。だからそういう意味で、中小零細業者ほど早く使える制度、救済する制度を活用させないとたないのです。この数カ月で活用できる制度を活用して再建に踏み出すということがなかったら、私はうまくいかないと思うけれども、いかがですか。そういうスピード感を持ってやるべきだと思う。ここは部長に聞きましょう。

○齋藤商工労働観光部長 4月のときにも補助金の性格について申し上げましたが、すべての企業を対象にばらまくような補助金ではございません。財源は限られております。したがって、この財源をいかにうまく使うかというのが市町村のほうの見識も問われます。宮古市からは、確かにいっぱい要望をもらったのですが、逆に言いますと、陸前高田市とか大槌町は立ち上がりが悪いです。我々にはできるだけ多くの各市町村に補助金を回したいと思っています。宮古市は被害が小さいのにわんさか来ています。宮古市役所はみんなに回したいというお考えで、それを市のほうでさばけないというのも問題があります。私たちは釜石市にも使っていただきたい。大船渡市でも使っていただきたい。ところが、議会を開けない、現実にまだそのところは。だから制度をつくれません。我々はちょっとそれを待たなければならぬ。ですから宮古市だけのせいではなくて、やっぱり市町村が全部出そろった段階で、限られた財源をうまく使ってもらいたいというのがあります。したがって、ばらまきではありません。全部にいくような補助金という性格ではありません。我々は、一つでも早く企業が立ち上がる臨時応急的な措置としての計上をしていますので、その趣旨は市町村に十分説明をしています。逆に言いますと宮古市はちょっと誤解をしてしまって、全部いく補助金ではないかという受けとめ方をしてしまっている嫌いがありますが、そこは我々も十分に説明します。

ですから、補正があるなしではなくて、もうこれしかないのだ、この財源の中で知恵と工夫を凝らして優先順位をつけてやっていただきたいという説明をしておりますので、そこは我々も説明しなければなりませんし、お金がなくなったら補正すればいい、天からお金が降ってくるというような性格の補助金ではありません。地財措置も何もありません。我々いろんな事業をつぶして、一般財源を振りかえてやっつくった県単の補助金でございますので、そこも市町村に説明しています。ですから我々はこれしか出せない、市町村がもし出したかったら、市町村も単独で、県の補助なしでも積むぐらいの話をしてもいいはずなのです。ですから、県の補助金がなければ制度化できないというのもちょっと言い過ぎではないかなと私のほうは思いますが、まずそういう背景があることは説明します。

それから、もう一つは我々がさきに補助金を単独で立ち上げましたが、中小企業庁が後からグループ化する企業については大型補助、非常に補助率の高い補助金を出しますということが出ました。これが後から来たために、逆に言いますと今市町村もどっちが得かなとか、どう使おうかなという状況になっていまして、我々もこの制度が後からできたからには、むしろそっちのほうで拾ってもらったほうがうまく補助金が回るのではないかということも実は考えております。

ですので、ここは制度をもう一回、十分に説明した上で、しかも我々の単独補助金という

のは、あくまでも2分の1しか出ませんし、上限は100万円。そして、工場でも1,000万円しか出ません。そういう零細補助金でございます。その性格をよく理解した上で、国の補助金をグループ化でうまく使うとか、そこは市町村も知恵を出していかなければならないし、単に足りないからという話ではなくて、どうやったらうまく使うかという共同作業が求められているものと私は理解しています。

○斉藤信委員 驚いた。部長がこれはばらまきの制度ではないのだと。だれがばらまきと書いていましたか。ちゃんと制度という要件があるのです、要件に合う人が使えないのかと書いています。だれもばらまきの資金なんて言っていませんよ、あなたがそんなことを言うから市町村の不信が広がるのですよ。何を言っているんだ。

私は、本当にあなたの姿勢が問題だと思うよ。中小企業の雇用の最初の会議をやったときにもいろいろな厳しい批判が、声が出たけれども、本当に被災者の今の痛みを受けとめて、いいですか、制度だからだれでも使えるなんてだれも思っていない。制度の要件に合う人が使いたいと思っているのですよ。

そして、釜石の市議会だって、市議会を開いているのですよ、今。宮古市だって。何でもここでも具体化されないのかと。もっと丁寧に説明して、小規模なのは小規模なりに使いたいところがあるのです。大規模に資金を借りたいところもあるのです。商店にもいろいろなランクがあるのですよ。岩手県の制度というのは確かに小規模ですよ。しかし小規模でも、小規模だから使える業者もたくさんいるのです。こういう制度の財源の限りもあるでしょう。しかし、せつかくこの新しい制度をしながら、今まで一つも具体化されないということを私は真摯に受けとめてやるべきだと。これは指摘だけしておきます。極めて残念だ。

最後に観光対策で、これは34ページ。観光業の復興というのも切実な課題として出されています。福島原発の問題抱えて、東日本大震災を抱えて、かなりこれは厳しい。しかし、せつかく平泉の世界遺産登録もほぼ確実な状況の中で、夏場の本番に向けてどれだけ盛り返せるか。私、ここは本当に1にも2にも、知恵も出し、工夫もする必要あると思うけれども、今回1,400万円余の新たな予算も出ましたが、観光復興に向けた取り組みを示していただきたい。

○戸舘観光課総括課長 今お話しがありましたとおり、平泉の世界遺産登録がほぼ確実という状況になったというのは、非常に明るいニュースでありますし、我々も観光の再興に向けて、これを最大限生かしていきたいというふうに思っております。今回提案させていただいている、今こそ岩手へ誘客促進事業につきましても、平泉の登録直後というタイミングになりますので、この機会をとらえて岩手への誘客を促進しようとする事業でございます。平

泉の世界遺産登録後において、地元を中心にさまざまなイベントも予定されておりますけれども、我々としては、岩手に実際に旅行に来ていただくための旅行商品の造成ということと、それから情報発信というところに力を入れていきたいというふうに思っております。この今こそ岩手へ誘客促進事業についても、そういった旅行商品の造成に多極的に結びついていくものというふうに思っておりますし、登録後においては首都圏においても遺産と関連づけたさまざまなキャンペーンも予定してございますので、そういった形で誘客を促進してまいりたいと考えております。

○佐々木一榮委員 齊藤委員に関連しますけれども、この中小企業東日本大震災復興資金貸付金、これは当初予算での実績と今回 262 億 5,000 万円を計上してございますけれども、この積算根拠についてお示しいただきたいと思えます。

あわせて、中小企業振興資金特別会計、これは設備等導入の貸付費ということで、これは約 30 億円増額になってはいますが、この根拠について、それから当初予算の実績、これについてもお示してください。

○松川経営支援課総括課長 融資額 500 億円というふうに考えておまして、そのうちの直接被害を 300 億円、それから間接被害を 200 億円というふうに考えています。過去に県内で起きました災害などをもとにして推計したものでございますけれども、今回の被災の融資額としてはおおむね妥当な数字というふうに考えております。

それから 30 億円という関係でございますけれども、これは国の新しい事業、1 次補正に対応した事業のいわば裏負担分といいますか、国の事業で 2 分の 1、プラス県の事業、補正で 4 分の 1 ということで、4 分の 3 が補助金になります。残りの 4 分の 1 を 30 億円程度というふうに見込んで、これが高度化資金というのがありますけれども、その高度化資金と同様の貸し付けの方法でできるというふうになりました。いわて産業振興センターのほうにこれを預託いたしまして、いわて産業振興センターのほうから高度化資金のような流れで貸し付けをするということでのものがございます。実績と……

○佐々木一榮委員 当初予算での現在の実績の違い、執行状況。

○松川経営支援課総括課長 すみません。国の 1 次補正に対応した今回のものがございますので、実績はこれから、今からです。

○佐々木一榮委員 先ほど説明がありましたが、33 ページの復興資金の貸付金、これは金融機関による部分ですよね。そして、あとは金融機関が融資をするということで、齊藤委員

から二重ローンの話があったのですが、今復興会議のほうに、先ほども御答弁がありました
が、提案していますよね。あれはたしか金融機関も、また県も国も基金を積み立ててとい
うことなのですが、例えばこの資金については実際問題被災した、既に借入金を持っている企
業の場合は、これを使う可能性はどれぐらい見ているのですか。

○松川経営支援課総括課長 これからのことをございますので、見込みというのは立てら
れないところをございますけれども、4月の補正予算で認めていただきました中小企業の
災害復旧資金につきましては、3月、4月と既に借り入れがございまして、それについては
補充をして借り入れ、事業所でやっております。そういったことからいたしますと、制度化
によりまして運転資金、それから設備の資金にも対応できるということですので、利用はさ
れるものと考えています。

○飛鳥川商工企画室企画課長 利用額については、詳細についてはまだわかりませんけれ
ども、二重ローンに関係いたしまして、金融機関と先月、今月で5回ぐらい情報交換をさせ
ていただいております。その中で地銀3行の沿岸店舗での貸出額というのがおよそ2,000億
円、そして大ざっぱでございますけれども、その7割が企業向け、3割が個人向けというふ
うに承っております。そういたしますと、融資総額が企業向けで1,400億円といたしまし
て、我々の商工関係の被害額、その割合、また東京商工リサーチのほうもおおむね平均的
には7割程度というふうに被害率を算定しております。そういたしますと1,400億円の7割
程度と見込みまして、大体1,000億円程度が融資対象というような、ただここから、この高
度化資金の中で幾ら借りられるかという部分につきましては、そこの二重ローンのところ
がやはり一つ弊害になっておりますので、今後金融機関と調整を重ねまして、この資金が着
実に実行されるように県からも働きかけてまいります。

○佐々木一榮委員 第4回ですか、第3回かの復興委員会でやっぱりこの話題が出て、当然
ながら被災地でも借り入れを起こして事業をやると。そこは被災して、新たに資金を借りる
となっても、実際問題、高齢化、過疎化している沿岸地域で、なかなか新たな再出発、再投
資というのは、それぞれの分野によっては厳しいだろうという発言もあったかと思うので
すが、そういった意味で、やはりこの資金が使われるように、ここは少し緩和してやってい
くということをやっていないと、先ほどの雇用の問題も含めてですけれども、せつかく用
意したのはいいのですが、使われないことになってしまうと大変だと思いますので、ここは
ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○菅野教育長 大変恐縮でございますが、お時間をちょうだいいたしまして、教職員の不祥事案にかかる対応について御報告を申し上げます。

先般紫波町立●●●学校に勤務する教諭●歳が女子生徒に対するわいせつな行為を行ったことにより、青少年のための環境浄化に関する条例違反の容疑で逮捕されるという事案が発生いたしました。東日本大震災津波からの復興に向けて一丸となって取り組みを進めている中であって、このような教職員としてあってはならない不祥事が発生し、教育に対する信頼を裏切る事態となったことをまことに申しわけなく、この場をおかりしておわびを申し上げます。

教育委員会といたしましては、速やかに事実関係を確認した上、法に照らし厳正に処分する考えであります。また、このような状況を深刻に受けとめまして、教職員ともども一丸となって県民の皆様の信頼回復に全力を挙げてまいりたいと考えております。大変申しわけ

ございませんでした。

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係及び第11款災害復旧費第3項教育施設災害復旧費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会関係の一般会計補正予算関係について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページと6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号の平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表のうち、教育委員会関係の補正額は10款教育費、1項教育総務費から6項社会教育費までの27億4,309万円余と、11款災害復旧費のうち3項教育施設災害復旧費の8億174万円余を合わせました35億4,483万円余を増額しようとするものでございます。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。恐縮ですが、金額につきましては省略させていただきたいと思います。

お手元の予算に関する説明書の41ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の被災幼児就園支援事業費補助、被災児童生徒就学援助事業費補助及び被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助は、このたびの災害により経済的理由から就園就学が困難となった幼児、小中学校及び特別支援学級の児童生徒に対して市町村が行う修学支援事業に対しまして、後ほど御説明いたします高等学校生徒等修学等支援基金を財源といたしまして、市町村に補助しようとするものでございます。4目教育指導費の児童生徒健全育成推進費は、災害によって心に大きな影響を受けた多くの児童生徒等のサポートを強化するため、スクールカウンセラーの派遣等に要する経費を増額しようとするものでございます。

42ページをお開き願います。4項高等学校費、4目教育振興費の教育実験実習費は、宮古水産高校の実習船リアス丸の寄港中における船内への電源供給用発電機が津波によって流失いたしました。新たに購入するまでの借上げに要する経費について増額しようとするものでございます。

次の高校奨学事業費補助及び高等学校生徒等修学等支援基金積立金でございますけれども、これは国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用いたしまして、災害によって就学が困難となった高等学校の生徒等に対する奨学金事業及び私立学校にかかる授業料減免に要する経費等の財源に充てるため、基金の造成を行うとともに財団法人岩手育英奨学

会が行う奨学金の貸与に要する経費に対する補助を増額しようとするものでございます。

次ページにまいりまして、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の管理運営費でございますけれども、これは災害により就学が困難となった特別支援学校の幼児、児童、生徒を支援するため、修学奨励費の給付に要する経費について、高等学校生徒等修学等支援基金を財源として増額しようとするものでございます。

44 ページをお開き願います。6項社会教育費、4目図書館費の管理運営費は、災害対応のための休止事業等の選定によりまして、とりやめとなった雇用対策基金事業でございますが、未整理図書館資料活用事業について減額しようとするものでございます。

少し飛びまして、50 ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費でございますけれども、これは生徒等の安全や学習環境を確保するため、県立学校施設の被害の増加に伴う復旧工事や備品購入等に要する経費を増額しようとするものでございます。2目社会教育施設災害復旧費の青少年の家災害復旧事業費は、地震により県立陸中海岸青少年の家の職員公舎給湯設備及び県立県北青少年の家の水源地給水設備に不具合等が発生しておりますことから、施設の使用に支障が生じないよう復旧工事を行おうとするものでございます。

3目体育施設災害復旧費の体育施設災害復旧事業費につきましても、地震により県営体育館のアリーナ天井が破損し雨漏りの発生が確認されましたので、復旧工事を行おうとするものでございます。以上で補正予算関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 41 ページの被災児童生徒就学援助事業費補助、これは議案第9号とかかわるのですか、だったら一緒に説明したらいいのではないですか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 条例の中で、その対象事業を定めておりますので、その改正を行うということでございますけれども、委員長のほうから補正予算についての説明を求められましたので、条例については後ほど説明させていただきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 予算の中身を聞くのにかかわるから私はそう言ったのだけれども、ここで聞かなければだめなのですよ、予算の事業の中で。委員長、一緒にやったらいいのではない

ですか、予算とかかかわっているから。採決だけ別にすればいい。

（「委員長のさい配で」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 では、一緒にやりましょう。それでは、議案第9号高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○石川企画課長 それでは、議案第9号高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案(その2)の16ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

要綱の第1、条例の改正の趣旨でございますが、高等学校等生徒修学支援基金の設置の目的に平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害を受け、経済的理由により就学が困難となった幼児、児童及び生徒に対する教育の機会の確保を加えようとするものでございます。

次に、要綱第2、条例案の内容でございますが、箱書きの中、基金の概要をごらんいただきたいと思えます。一つ目の丸に記載のとおり、この基金でございますが、平成21年度に経済対策の一環として国から交付されることとなりました高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を積み立てた基金でございます。この基金を財源として高等学校の生徒を対象とした奨学金事業、それから私立の高等学校の生徒を対象とした授業料減免事業の2事業を実施しているところでございます。

次に、二つ目の丸に記載のとおり、今般の地震津波災害にかかる国の1次補正として、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が交付されることになり、県におきまして基金への積み立て、被災した幼児、児童、生徒等に対する就学支援を目的とした事業に要する費用の財源とすることができるものとされております。

また、四つ目の丸に記載のとおり、今般の交付金の対象事業はここに掲げる五つの事業となっております。

ここで、恐れ入ります、要綱案の裏面をごらんいただきたいと思えます。高等学校等生徒修学支援基金条例中、条例の一部を改正する条例の参考資料ということでございます。ここに現行の事業と、この改正により追加される事業の概要図を記載してございます。現行の条

例による基金で対象としております事業を、真ん中に線を引いてありますが、その左側の図で示しております、今般の交付金の対象事業を右側の図で示しております。これまで行っておりました左の事業に加えまして、右側の事業を行おうとするものでございます。この交付金を基金として造成できますよう条例の題名及び第1条の基金の設置の目的につきまして、所要の改正をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、条例案要綱の表面にお戻りいただきたいと思っております。最後に、要綱第2の3、施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいま御説明をいただきました議案第9号と議案第1号を一括議題といたしますので、御了承願います。

○斉藤信委員 今説明いただきましたけれども、今まである制度に乗っかって複雑になったと。もっとシンプルな制度にしてほしかったのですが。

一つは今まで小、中学校には就学援助制度というのがあったわけですね。この就学援助を受けている小、中学校の場合には、基本的にこの就学援助が今度の被災でふえるということになるのか、今までの制度以上に支援ができるのか、そのところを示していただきたい。そして、今回の被災で就学援助の対象者がどのぐらいふえているか、これも示してください。あと幼稚園の場合には、これを見れば入園料と保育料を免除するということでしょうか。あとは特別支援学校のことになりますが、そういう理解でいいのか。また現状はどうなっているか、示してください。

○小倉学校施設課長 被災児童生徒就学援助事業費補助の関係でございますけれども、対象者が被災した児童、生徒ということで、基本的にはその部分が従来制度にプラスになるというものでございます。ただ、対象になるに当たりまして、所得等により対象になる、ならないの部分がございまして、その部分で100%被災のほうに移るというわけではございません。ちなみに、平成21年度でございますけれども、この被災児童生徒就学援助費の関係で、従来制度でありますと、要保護と準要保護で、1万391の方が対象になっておりました。今回の被災に関しましては、予算上でございますけれども、5,093人を見込んだところでございます。この5,093人につきましては、新たに所得制限の部分で対象になった方と、あと準要保護の部分は市町村が要件を定めておりますけれども、所得基準によって該当になる場合があるわけですが、それが所得が少なくなって、新たになったということで、中での移動の部分等もありますので、その5,093人が純増というわけではございませんが、一応そういった形で被災部分がふえるというものでございます。

それと幼稚園の被災幼児就園支援事業費補助の関係でございますけれども、予算書上は241人が今回予算として計上させていただいております。それと被災児童生徒等特別支援教育奨励事業費補助でございますが、予算書上は合計30人ということで被災の児童生徒を見込んだというものでございます。

○斉藤信委員 児童生徒における死者、行方不明者と合わせて、例えば全壊、半壊、一部損壊などの、いわゆる被災者、被災児童、これは把握されているのですか。

○小倉学校施設課長 先ほど説明をいたしました人数でございますが、被災児童生徒修学援助事業費補助に関しましては、これは市町村のほうに調査をかけまして把握した数字でございます。それ以外の二つの事業につきましては、一部推計値と申しましょうか、それが入っているというものでございます。ですので、具体的にといいますか、実態については把握してございません。

○斉藤信委員 市町村からの聞き取りで、この5,093人が新たに対象になると。そして、就学援助制度としては、中身は変わらないということですか、援助の中身は。今回新たに援助の幅が広がるということではないのかと、就学援助制度のかかわりでは。

○小倉学校施設課長 補助制度の仕組みについては、何ら変わるものではございません。ただ、この就学援助の関係につきましては、要保護につきましては、従来制度でございますが、国庫補助があるということでございますし、準要保護につきましては、各市町村の制度ということで、平成17年度からでございますが、国庫補助がなくなっています。今回は、その国庫補助がなくなっている部分、準要保護に対しても基金を財源といたしまして10分の10の補助が入るというものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。なかなか複雑な制度になって面倒だなと思っておりますが。県立高田高校が全壊の被害を受けて、今、昔の大船渡農業高校に移転をしたと。あれも仮設校舎という位置づけになるのでしょうか。教育委員会としては、どの程度見ているのか。1年なのか、2年、3年なのか。というのは、恐らく陸前高田市の町の復興プランの中で、県立高校の整備というのは、私は大事な中心課題になると思うのですよ。庁舎、病院、学校というのは中心的な課題になると思いますが、私はそういう意味では県教育委員会も早く県立高校の新しい整備の準備を始めるべきだというふうに思いますが、どういう形でこれが検討されるのですか。

○上田高校改革課長 県立高田高校の新たな改修、整備についてのお尋ねでございますが、

委員御指摘のとおり、陸前高田市では——もちろん県でもやっておりますけれども——復興ビジョン、計画等の策定も進めております。その中で、恐らくはさまざまな商業的なゾーンとか住宅、あるいは文教ゾーンというふうに、そういったゾーン分けでこれからのまちづくり等を明らかにして、方向性を明らかにしていこうというふうに考えております。その中で、例えば今の高田高校の場所でいいのか、あるいはそうでないのかということもその中で検討されていくものだというふうに考えておりました、陸前高田市のほうから御相談等があらうかと思っておりますので、私ども県教育委員会といたしましても、いろいろ御相談をいただき、私どもの考え等も入れながら、その方向性等について探ってまいりたいというふうに考えております。

○齊藤信委員 わかりました。やっぱり庁舎、病院、学校、これが早く再建の方向が出るというのが市民を励ますことにもなるし、何よりも子供たちを励ますことになるし、やっぱり高田から毎日スクールバスで送迎しているわけだから、これ自身が大変なハンディキャップなのですね。ただ、そういう中でも高田高校の卓球部が29年ぶりに高体連で優勝したと。これは全国ニュースでも紹介されたようです。本当に奇跡的な優勝だったと私は思うけれども、体育館だとか、その他十分使えない中で、中学校もそうなのですけど、本当に緊急事態の中で避難者と一緒にといいですか、学ぶこともこれはかけがえのない教育になると思うけれども、しかし中学校、高校というのはその一人一人にとってみれば、その時間しかない青春なのですね。私はそういう意味でいけば、ぜひそういうクラブ活動が全国的なレベルでも頑張っているものがありますので、さまざまな支援、工夫をぜひやっていただきたい。

最後ですが、青少年の家災害復旧事業費が出ていますけれども、山田町の陸中海岸青少年の家というのは今避難所になっていますよね。これは今まではどうなっていて、今後はどういふような活用の方向になっているのか教えてください。

○錦生涯学習文化課総括課長 陸中海岸青少年の家につきましては、現在二つの施設があります。避難所として避難者の方が100名宿泊棟に宿泊いただいております。二つ目の用途といたしましては、山田町立船越小学校と大槌町立大槌小学校、この二つの学校が合計400名おりますけれども、この400名の児童の学校、施設として、研修施設とか体育館を間仕切りして使用しているという状況でございます。

今後につきましては、大槌町の部分については仮設校舎を建設の方向で進めているということですので、それが済み次第、そちらのほうに移られるということだと思いますし、山田町のほうにつきましては、まだ検討中だというふうに聞いているところでございます。いずれにしろそのあたりが確定するまで学校の施設として利用されるというふうに承知しております。

(斉藤信委員「その後は」と呼ぶ)

○錦生涯学習文化課総括課長 その後は、学校の施設としての利用が終わった段階で、本来の青少年の宿泊施設として活用できるよう準備をしていきたいというふうに考えているところでは。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。教育委員会の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

休憩します。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは、再開いたします。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○紺野法務学事課総括課長 それでは、議案の説明に入らせていただく前に、震災後初めての説明の機会でございますので、お手元に配付の私立学校の被害等の状況についてと題しました資料に基づきまして、これまでに取りまとめております被害状況の御報告を申し上げます。

各学校法人等からの報告を取りまとめましたところ、まず人的被害でございますが、死者、安否不明者は児童生徒が12名、教職員が2名でございます。すべて津波によるものでございます。なお、発災時刻である午後2時46分は、幼稚園の正規の保育時間を過ぎておりました。延長保育で残っていた園児はすべて園の避難誘導によりまして被災を免れましたが、残念ながら自宅に戻っていた園児が被災したところでございます。

次に、物的被害につきましては59施設、被害額の合計は3億9,413万円余となっております。次に、各市町村別の被災学校数及び被害額の内訳につきましては、図でお示ししたとおりでございます。なお、裏面に被災状況写真を参考として添付してございます。

続きまして、議案について御説明を申し上げます。お手元の議案（その1）の6ページをお開き願います。

10款教育費のうち、9項私立学校費の6,906万円の増額が総務部関係の補正予算でございます。詳細につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、予算に関する説明書の45ページをお開き願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費の補正額6,906万円の増額であります。これは平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した生徒等に対し、学校法人が授業料等の減免を行った場合に、当該学校法人に対し、支援を行う私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助及び被災した園児等の心のケアのための緊急スクールカウンセラー等派遣費につきまして、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 一つは、今度の私立学校被災児童生徒就学支援事業費補助の対象になる、いわゆる被災生徒、これはおよそどのぐらいなのか。

もう一つは、私立学校の授業料減免事業ですけれども、これはどこの通知なのでしょう。授業料、入学料または施設整備費など実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金、これも対象になるということなので、私学の場合には授業料と学費というのは大体同額なのです。約 20 万円ぐらい。だから授業料だけの減免では半分の減免にしかならない今までの実態だったけれども、今回の減免事業では施設整備など実質的に授業料と同等とみなす納付金も対象になるとなっている。私は学費全体が減免の対象になると思うけれども、そういう理解でいいのか。対象児童を含めて示していただきたい。

○鈴木私学・情報公開課長 まず対象者でございますけれども、学校のほうに今調査をいたしまして、トータルでございますけれども、361 名が対象者というふうに確認してございます。内訳といたしましては、全半壊等の児童、生徒等が 199 名、世帯収入の減等が 162 名というふうな状況でございます。

次に、対象となる事業の内容でございますけれども、先ほどお話しありましたとおり、授業料と同等とみなすことができるかどうかというところでございますが、これにつきましては、委員のほうから示されました資料は国のほうからの通知の文書だと思いますけれども、この中では施設整備費など実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金の納付が困難となった幼児、児童、生徒に対して対象にするというふうに書いてございますので、額面どおり読みますと施設整備も対象になるというふうにも読めるわけですけれども、現在この点につきましては、国のほうにどういう運用でやっていくのかというところを確認中でございますので、その内容を確認した上で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

(斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。総務部の皆さん、御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。